

ごあんない
利用の



厚別地区
2011年度
保存版

 北海道地域暖房株式会社



——— より快適で明るい暮らし ———

北海道地域暖房株式会社

〒004-0003 札幌市厚別区厚別東3条1丁目1番1号
TEL 011-809-3311(代) <http://www.chidan.co.jp>



●このパンフレットは環境に配慮し
再生紙を使用しております。



●このパンフレットは環境に配慮し、
植物油インキを使用しています。

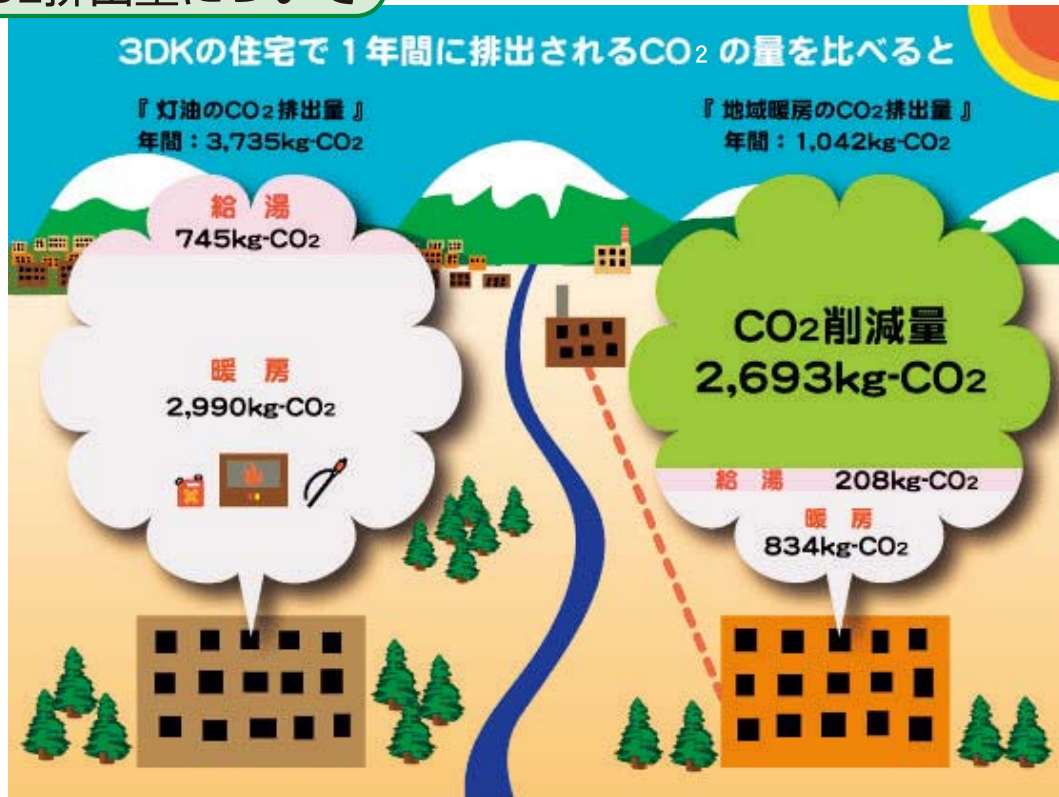


いつも北海道地域暖房株式会社の暖房及び給湯をご利用いただきまして有難うございます。

このパンフレットは故障・修理の対応、暖房や給湯の取扱いについてのご説明、お願いなどを、また、ご入居、お引越し、休止などの諸手続き、お支払い方法なども記載しております。どうぞお手もとで必要に応じてご覧ください。なお、暖房、給湯の料金や供給条件は、経済産業大臣認可の「熱供給規程」に定められており、この熱供給規程は当社に備えております。

-1-

CO₂排出量について



- ・厚別地区市営住宅3DK(56.6平方メートル)、給湯使用量(3.7立方メートル/月)をもとに計算しています。
- ・二酸化炭素吸収量は札幌の天然林、林齢100年で計算すると、約3haに相当します。
(吸収量: 880kg-CO₂/ha、北海道林務局森林計画課WEBサイトによります。)
- ・二酸化炭素排出量は「環境省温室効果ガス排出量算定方法に基づくCO₂の算定方法」によります。

-2-

故障・修理は

でんわ▶ **809-3316**

●月曜日～金曜日 9:00～17:00

●土、日、祝日、振替休日、深夜は

でんわ▶ **897-7580**

お早めにご連絡ください。

緊急時を除き、なるべく前日までにご連絡ください。作業が混み合う場合があります。スムーズに作業させて頂くために、修理を希望される日の前日までのご連絡をお願い致します。午前9時から午後5時までの作業時間以外の修理及び点検は割増料金を承ります。(4ページのマテリアル・修理費一覧をご参照ください。)

市営住宅のお客様へ
団地の管理人または当社へご連絡ください。

修理の費用は札幌市が入居者負担としているもの以外は原則として無料です。当社は通年、安定供給のための点検、整備、修理などの業務を行っております。また、市営住宅の暖房・給湯などの設備は札幌市の所有物となっております。

西タウン団地のお客様へ
管理事務所へご連絡ください。

修理の費用は都市再生機構が入居者負担としているもの以外は原則として無料です。当社は通年、安定供給のための点検、整備、修理などの業務を行っております。また、西タウン団地の暖房・給湯などの設備は都市再生機構(UR)の所有物となっております。

-3-

材料費・修理費一覧

(平成23年10月1日現在)

修理内容		材料費	作業料		
暖房	放熱器バルブハンドル取替	(15A) 525円	1回につき 1,575円 (市営住宅には、かかりません)		
	放熱器バルブパッキン取替	(15A) 420円			
	放熱器バルブ袋ナット取替	(15A) 525円			
	放熱器掃除	コンベクター	-	1台につき	1,680円
		ベースボード	-	1台につき	1,995円
放熱器取外し・取付け		-	1台につき	6,510円	
給湯	給湯蛇口(カラン)回り・パッキン取替		315円	1回につき 1,575円 (市営住宅には、かかりません)	
	給湯蛇口(カラン)取替	自在水栓(短)	2,415円	1回につき 1,575円	
		自在水栓(長)	3,465円		
住棟パイプシャフト内給湯弁取替		材料、作業料とも1ヶ所につき(本体交換) 実費			
水道蛇口回りパッキン取替		材料、作業料とも1ヶ所につき 2,205円			
配管凍結解氷作業 (機器使用料及び作業料)		解氷時間(正味)	1ヶ所目	2ヶ所目	
		20分以内	4,830円	3,570円	
		20～40分	5,775円	4,515円	
		40～60分	8,190円	6,930円	
割増料金		○時間外(午後5時～午後10時、午前5時～午前9時) 1,575円 ○深夜(午後10時～午前5時) 3,150円			
その他修理		実費			
もみじ台市営住宅専用簡易シャワーセット (ハンガー付)		Aタイプ: 13,800円/台 Bタイプ: 8,500円/台			

※材料費・修理費は熱料金と合算して請求いたします。

-4-

おやすみのときも休まずお届けします。

冬季間、24時間供給します。

暖房供給期間は、

毎年**10月21日**から
翌年**4月20日**までです。

繰り上げ、繰り延べは…

「早めて」「もう少し延ばして」などのご要望を棟ごとにまとめていただければ、繰り上げ、繰り延べの供給をいたします。この場合、通常の料金の半額になります。

一時供給休止について…

臨時の点検整備などで一時的に休止することがあります。その際は、あらかじめ掲示などでご連絡いたします。

わずかな気配りで、快適暖房。

使わないお部屋でも、ヒーターバルブはいつも微開にしましょう。

お留守にするときやお使いにならないお部屋では、バルブを「閉める」方向に止まるまできっちり回し、そのあと「開

ける」の方へ少し回しておきましょう。これは、暖房管の凍結を防止するためです。また共同玄関を閉めたり、階段廊下の窓ガラス破損修理にも気配りしましょう。



-5-

バルブからの 水漏れはありませんか？

バルブのパッキンは長い間に摩耗してゆるくなります。**水分がにじんでいるときはご連絡ください。**

無届け修理はキケン！

暖房の無い時期でもヒーターの中には、加圧された水がいっぱい入っています。日曜大工気分のパッキンやバルブの修理をしますと水が吹き出して思わぬ事故となります。

(無断で修理をして階下が水浸しになり、住戸の修理や家財の賠償で数十万円支払った事例があります)

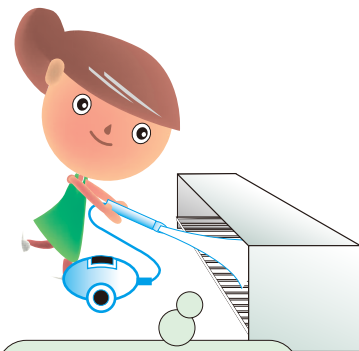
ヒーターのお掃除

コンベクター(床置型)の場合

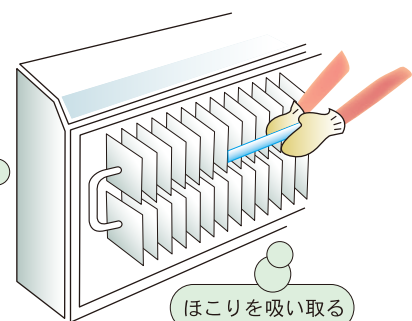
両側上部のボタンを押すと前ぶたが開きます。掃除機でフィン上下のほこりを吸い取ってください。

ベースボード(壁掛型)の場合

プライヤーなどでカバー下にある六角ボルトをゆるめます。つぎにカバーを両手で持ち手前に引き出した後、そのまま上部へ持ち上げます。掃除機でフィン内部のほこりを吸い取ってください。



掃除機でフィン上下のほこりをきれいに吸い取ってください。



手袋をはめて作業してください。

ほこりを吸い取る

-6-

給湯のお取扱いは **でんわ**▶898-1922

月曜日～金曜日 9:00～17:30 (土、日、祝日を除く)

いいお湯、安心してお使いいただけます。

お湯のある、
便利な暮らしをどうぞ。

供給期間は…

24時間、年中無休で供給しています。

一時供給休止について…

点検整備などで一時休止することがあります。この場合は、あらかじめ掲示などでご連絡いたします。

ご注意ください。

給湯は飲料用ではありません。

水道水を団地の貯水槽に入れ、ここから熱交換してお湯にしています。同じお湯が配管内を循環したりすることから、お茶やコーヒーなどには適していません。お風呂、洗面、お洗濯、食器洗いなどにご利用ください。



給湯は濁るときがあります。

水道工事、供給設備の整備などのあとでは、お湯が濁ることがあります。しばらく様子を見て、改善しないときはご連絡ください。

使用中に お湯がお水になったとき

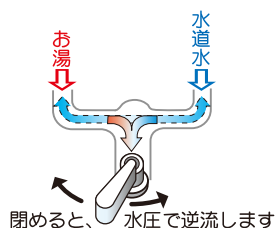
供給機器の異常の場合が考えられますので蛇口をしっかりとめてから、ご連絡ください。

-7-

混合栓にはご注意ください。

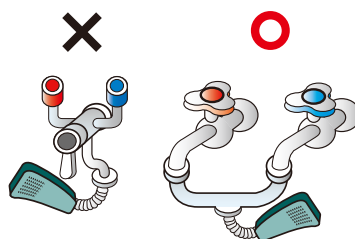
水道水の方が給湯より圧力が高いため給湯管に水道水が逆流します。

ご近所の給湯が水になる事故を防ぐため、混合栓の取り付けはおやめください。



シャワーを取り付ける場合

お湯と水が混ざり合い、適温にして出すシャワーを取り付けると給湯管に水道水が逆流します。着脱可能で一時ストップの装置がない簡易シャワーであれば支障がありません。



パイプ室の元栓には、 ふれないでください。

必要なときは、当社が操作を行います。お客様で操作されると、供給支障や熱湯による事故になるおそれがあります。

パイプ室に物を置かないようお願いいたします。

パイプシャフト室及び玄関口点検口に古新聞・雑誌等の物を置かれることのないようお願いいたします。汚損・紛失等の場合、当社は責任を負いかねます。

-8-

各種手続き・お支払い でんわ 898-1922

月曜日～金曜日 9:00～17:30 (土、日、祝日を除く)

お手順をおかけします。

受付時間は

平日午前9時から午後5時30分までにお申し込みください。

土曜、日曜、祝日、振替休日はお休みさせていただきます。

入居される時

まず、入居日、お名前、棟、室番号など電話で当社へご連絡いただきます。その後、お届けする「熱使用申込書」を郵送してください。暖房との付随契約ですから**給湯のみ**のお申し込みは、お受けできません。

長くお留守にされる時

長期旅行、長期出張、入院など連続して**30日以上**お留守になさるときは、その**3日前**までに当社へお届けください。休止のお取扱いたします。必ず、事前にお届けください。**※お帰りにしてからのお取扱はできません。**

引越される時

引越しの**1週間前**までに当社へご連絡ください。前納や口座振替のお客さまも必ずご連絡をお願いいたします。

お支払いは口座振替が便利です。

お振込、前納などのお支払い方法もごさいます。お支払いについてのご案内(前月ご利用金額)は、毎月20日ごろまでにいたします。

お振り込み

請求書によってお支払い願います。**支払期日**：毎月末日となっております。

金融機関：北海道銀行、北洋銀行の各道内店及び次表コンビニエンスストアにて取扱い。



口座振替

振替日：毎月27日(金融機関休日の場合、翌営業日) **金融機関**：北海道銀行 北洋銀行の各道内店、及び郵便局 **申込用紙**：当社でお届けいたします。手続きは各金融機関の窓口をお願いいたします。

前納

前納割引：4ヶ月分以上の熱料金を一括前納していただきますと月数に応じて割引になります。納付書で前納手続きをお願いいたします **取扱期間**：毎年10月～翌年6月まで

前納月数(ヶ月分)	4	5	6	7	8	9	10	11	12
割引率(%)	2%			3%			5%		

-9-

金融機関：

北海道銀行、北洋銀行の各道内店

■お支払期限 ご利用金額は、毎月末日までにお支払いください。支払期限が経過し、催促してもお支払いがないときは、延滞利息が加算されます。また、再三の催促にもかかわらずお支払いがないときは、お客さまにあらかじめ停止日をお知らせしたうえで、供給を停止させていただくことがあります。

集合住宅の料金制度について

暖房は定額制、給湯は従量制料金です。暖房は集合住宅全体の消費熱量を各住戸が均等にご負担いただく定額制料金、給湯は各住戸の使用量によってお支払いいただく従量制料金となっております。なお、暖房は棟ごとのメーターによる契約制度もあります。(熱供給事業法・経済産業大臣認可)お問い合わせは809-3311へどうぞ。

熱料金表

平成19年6月1日実施

	料金の種類	料金	
暖房	定額制料金 月額料金は、1暖房期間の料金を6ヶ月で按分しております。	1,661円	暖房床面積1㎡につき、1暖房期間(10月21日～4月20日) ※1日につき、約9.12円
	繰上・繰延料金 1暖房期間(10月21日～4月20日)以外に暖房を供給する場合に適用します。	4.56円	暖房床面積1㎡・1日につき ※定額制料金の半額になります。
給湯	基本料金	1,482円 741円	浴室付きの住宅1戸、1ヶ月につき 浴室のない住宅1戸、1ヶ月につき
	従量料金 毎月所定の日々にメーター検針を行い、1ヶ月間の使用量により料金計算します。	71.08円	検針量0.1㎡につき (注・別途、給湯使用分の上下水道水料金が加算されます。)
注) 検針量0.1㎡につき30.66円			
	休止料金	2,310円	暖房月1戸、1ヶ月につき
	住宅を連続して30日以上空けられる場合に適用されます。	741円	暖房月以外1戸、1ヶ月につき(浴室付きの住宅)
		370円	暖房月以外1戸、1ヶ月につき(浴室のない住宅)

住宅用熱源を提供しています。

快適で安心な暮らしをねがって。

いつでも、どこでも暖かいお部屋。蛇口を開ければたっぷりのお湯。当社は、北国の快適な暮らしをねがって業務に励んでおります。朝起きて、外出から帰ってきて、のびのび健やか。これからも暖かさとお湯のある毎日をお約束し続けます。

エネルギーの有効利用と環境保全に努めています。

地域暖房は暖房や給湯の熱源としてRDF(ごみの固化化燃料)をエネルギー源として利用しています。エネルギーの有効利用によって資源の再利用化、省資源化を図るとともに、大気汚染防止などに努めています。

個人情報収集と利用目的について

お客様の個人情報は、当社からの料金の請求、使用量のお知らせ、修理、お支払など熱供給事業のお取引にのみ利用させて頂き、厳正な守秘義務のもとで情報管理を行っております。個人情報につきましては下記までお問い合わせください。

電話 809-3311

クリーンな熱源が取り柄です。

地域暖房は室内に直接燃焼器具を持ち込みませんから一酸化炭素の中毒や火災の心配がありません。ひとにやさしいクリーンエネルギー、便利な上に安全なのが魅力です。



-11-

皆さまにお届けするまで

RDF(ごみの固化化燃料)と天然ガス・重油が熱源。

RDFを燃焼させて高圧蒸気を作り、これをエネルギーセンターの熱交換器、天然ガス、重油ボイラーで150℃～120℃の高温水を製造して地下配管で各団地のサブステーションに送ります。

温度、流量が調節され各住戸へ。

サブステーションへ送られた高温水は暖房用温水として温度調整のあと機械室を経由して各住戸を循環します。また、この高温水は給湯水をつくる熱源ともなります。

安定供給、安全確保のために。

エネルギーセンターでは、地区全体の運転状況、高温水の供給温度、圧力、流量、熱量、排ガスの状況など、総合的にシステム状態、運転状態を24時間体制で監視を行っています。



-12-

暖房がメーター制をとらない理由

熱は建物の中を移動します。

集合団地では端にある住戸、一階や最上階の住戸は熱が逃げやすく中ほどの住戸は相互に温め合うという特徴があります。これは熱の移動によるもので、外気に接する面が多いほど多量の熱量が必要になります。実際にこれらの住戸には、放熱量の大きいヒーターが設置されています。

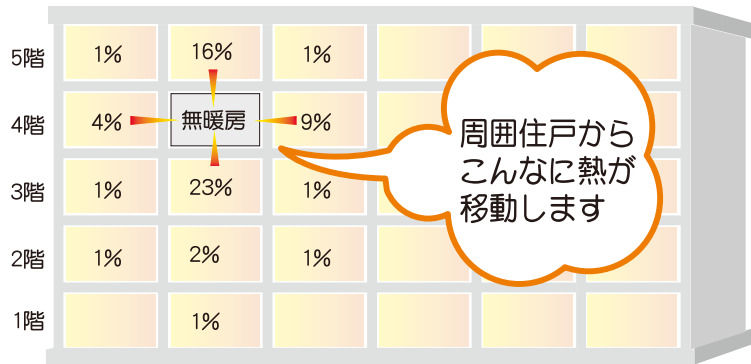
留守の場合や空き住戸も周囲から熱をうばいます。

暖房をしない住戸でも10℃前後の室温が保たれています。これは壁、天井、床などから熱が流入しているからです。このため周囲の住戸の使用熱量は増加し、接触面積が大きい上下の住戸は特に影響を受けます。

使用熱量を均等に負担するのが定額制です。

各住戸が相互に熱を利用しあい、また住戸の位置で必要な熱量が異なるのが集合住宅の構造上の特徴といえます。このように熱の特性と建物の

構造上の特徴から、戸別のメーター制によらず、棟全体の使用熱量を各住戸が均等に負担していただく定額制料金が採用されているのです。



●暖房をしていない住戸への熱移動の割合

集合住宅の暖房のしくみ

暖房用温水は密閉配管の中を循環しています。

各住戸を一本の配管で結ぶ暖房の配管は、温水を各住戸の放熱器に運ぶ「送り管」と放熱器を通して温度が下がった温水を回収する「返り管」に分けることができますが、実際は温水が循環していますので密閉した一本の管と同じ役割を果たしています。

また、上階の放熱器の管が下階のお部屋の中を通っている場合があります。そのため、上階で放熱器のご利用がない場合、温水が循環しないため、下階の管が冷たくなることがありますが、故障ではありません。

暖房の配管図

